

最終改正：平成三〇年三月三〇日

（減免する使用料等）

第一条 障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例（昭和五十八年埼玉県条例第八号。以下「条例」という。）第二条に規定する規則で定める使用料等は、別表の上欄に掲げるとおりとし、当該使用料等の減免の区分及びその内容は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

一部改正〔平成六年規則二三号〕

（減免の申請）

第二条 条例第二条の規定により使用料等の減免を受けようとする者は、利用しようとする公の施設の長に対し、障害者にあつては当該障害者が交付を受けている身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の提示（次条に規定する者にあつては、その者である旨の申出）をし、介護者にあつては障害者に現に付き添つて介護している者である旨の申出をして、減免の申請をしなければならない。

一部改正〔平成六年規則二三号・七年八九号〕

（使用料等を減免することができる障害者）

第三条 条例第三条第一項第四号の規則で定める者は、同項第一号から第三号までに掲げる者と同程度の障害の状態にある者であつて、知事が特に使用料等を減免することが必要であると認めたものとする。

追加〔平成七年規則八九号〕

（端数計算）

第四条 別表の下欄の規定により使用料等を減額して算定する場合において、当該額に十円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

一部改正〔平成六年規則二三号・七年八九号〕

（委任）

第五条 この規則に定めるもののほか、障害者の利用に係る公の施設の使用料等の減免に関し必要な事項は、知事が定める。

一部改正〔平成六年規則二三号・七年八九号〕

附 則

この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十八年九月三十日規則第六十六号）

この規則は、昭和五十八年十月二日から施行する。

附 則（昭和六十年三月二十九日規則第二十四号）

この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則（昭和六十年七月三十日規則第四十六号）

この規則は、昭和六十年八月一日から施行する。

附 則（昭和六十二年四月二十八日規則第四十四号）

この規則は、昭和六十二年五月一日から施行する。

附 則（昭和六十三年三月二十九日規則第十七号）

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和六十三年七月一日規則第五十五号）

この規則は、昭和六十三年七月二日から施行する。

附 則（平成二年三月三十一日規則第三十三号）

この規則は、平成二年四月一日から施行する。

附 則（平成三年三月三十日規則第二十五号）

この規則は、平成三年四月一日から施行する。

附 則（平成四年三月三十一日規則第二十六号）

この規則は、平成四年四月一日から施行する。

附 則（平成四年六月三十日規則第六十二号）

この規則は、平成四年七月四日から施行する。

附 則（平成五年三月三十一日規則第二十八号）

この規則は、平成五年四月三日から施行する。

附 則（平成五年七月三十日規則第六十八号）

この規則は、平成五年八月一日から施行する。

附 則（平成六年三月三十一日規則第二十三号）

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成六年十月十四日規則第九十一号）

この規則は、平成六年十月十五日から施行する。

附 則（平成七年十月二十七日規則第八十九号）

1 この規則は、平成七年十一月一日から施行する。

2 この規則の施行の日から平成九年十月三十日までの間における改正後の第二条の規定の適用については、同条中「精神障害者保健福祉手帳」とあるのは、「精神障害者保健福祉手帳若しくは都道府県知事若しくは地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の市長の精神障害に係る証明書」とする。

附 則（平成八年五月二十八日規則第四十一号）

この規則は、平成八年六月一日から施行する。

附 則（平成九年七月十一日規則第七十五号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表に一号を加える改正規定は、平成九年八月一日から施行する。

附 則（平成九年十一月四日規則第九十一号）

この規則は、平成九年十一月二十二日から施行する。

附 則（平成十年三月二十七日規則第二十四号）

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年三月三十一日規則第六十五号）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年八月二十九日規則第二百二十九号）

この規則は、平成十二年九月一日から施行する。

附 則（平成十四年五月三十一日規則第八十二号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第十四号の改正規定は、平成十四年六月一日から施行する。

附 則（平成十五年一月三十一日規則第十号）

この規則は、平成十五年二月一日から施行する。

附 則（平成十五年四月一日規則第八十一号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第十九号の次に一号を加える改正規定（同表第二十号ハに係る部分を除く。）は、平成十五年七月一日から施行する。

附 則（平成十六年七月十六日規則第六十号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十七年四月一日規則第九十四号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第三号の改正規定は、埼玉県県民活動総合センター条例の一部を改正する条例（平成十七年埼玉県条例第十四号）附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日〔平成一七年一〇月一日〕から施行する。

附 則（平成十八年三月三十一日規則第六十号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成十九年三月三十日規則第三十一号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二十年三月十八日規則第七号）

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二十三年三月二十九日規則第二十六号）

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、別表に一号を加える改正規定は、埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設条例（平成二十二年埼玉県条例第三十七号）の施行の日から施行する。

附 則（平成二十五年三月二十九日規則第三十号）

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年十二月十九日規則第八十七号）

この規則は、平成二十七年三月二十三日から施行する。

附 則（平成二十八年三月二十二日規則第十八号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成三十年三月三十日規則第二十三号）

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

別表（第一条関係）

使用料等の名称	減免の区分及びその内容	
	区分	内容
一 埼玉県平和資料館利用料金	免除	
二 埼玉会館駐車場利用料金	免除	
三 埼玉県県民活動総合センター利用料金のうち次に掲げるもの イ トレーニング室利用料金 ロ 宿泊室宿泊料 ハ 駐車場利用料金	免除 減額 免除	上記の利用料金の額の二分の一に相当する額
四 彩の国さいたま芸術劇場駐車場利用料金	免除	
五 埼玉県県民健康福祉村利用料金のうち次に掲げるもの イ 屋内運動施設利用料金 ロ テニス場、ソフトボール場及び多目的運動場利用料金（障害者（その介護者を含む。以下同じ。）が合同で利用する場合に限る。） ハ 更衣等施設利用料金	免除	
六 埼玉県都市公園条例（昭和三十六年埼玉県条例第三十八号）第十条第一項に規定する公園施設に係る使用料等のうち次に掲げるもの イ 野球場、陸上競技場、サッカー場、ラグビー場、運動場、ソフトボール場、双輪場、屋内運動場、体育館、テニスコート、水泳競技場及び漕艇場の使用料又は利用料金（障害者が合同で利用する場合に限る。） ロ イに規定する運動施設以外の運動施設の使用料又は利用料金（フットサルコート及びシャワー室の利用にあつては、障害者が合同で利用する場合に限る。）	免除	

ハ 茶室使用料又は利用料金（障害者が合同で利用する場合に限る。） ニ こども動物自然公園の施設利用料金 ホ 水族館入館料 ヘ 所沢航空発祥記念館入館料 ト 駐車場使用料又は利用料金（大型特殊自動車又は乗合型自動車による利用にあつては、障害者が合同で使用する場合に限る。）		
七 埼玉県立武道館使用料又は利用料金（占用以外の利用に限る。）	免除	
八 埼玉県立近代美術館観覧料	免除	
九 さいたま文学館利用料金のうち次に掲げるもの イ 文学資料の観覧に係る料金 ロ 駐車場利用料金	免除	
十 埼玉県立さきたま史跡の博物館観覧料	免除	
十一 埼玉県立歴史と民俗の博物館観覧料	免除	
十二 埼玉県立嵐山史跡の博物館観覧料	免除	
十三 埼玉県立自然の博物館観覧料	免除	
十四 埼玉県立川の博物館使用料等のうち次に掲げるもの イ 観覧料 ロ 体験施設使用料又は利用料金 ハ 駐車場使用料又は利用料金（大型特殊自動車又は乗合型自動車による利用にあつては、障害者が合同で使用する場合に限る。）	免除	
十五 埼玉県げんきプラザ使用料等のうち次に掲げるもの イ 宿泊室、キャンプ用テント及びバンガローの使用料又は利用料金 ロ イに規定する利用施設以外の利用施設の使用料又は利用料金（障害者が合同で利用する場合に限る。） ハ プラネタリウム館の入館料又は利用料金	減額 免除 免除	上記の使用料又は利用料金の額の二分の一に相当する額
十六 埼玉県環境科学国際センター入場料	免除	
十七 さいたまスーパーアリーナ駐車場利用料金（二十四時間以内の利用に限る。）	免除	
十八 彩の国ビジュアルプラザ入場料及び使用料のうち次に掲げるもの イ 映像ミュージアム入場料（会員券により利用する場合を除く。） ロ 駐車場使用料（二十四時間以内の利用に限る。）	免除	
十九 埼玉県産業技術総合センター駐車場使用料（指定駐車場以外の駐車場の利用に限る。）	免除	
二十 埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設駐車場利用料金（二十四時間以内の利用に限る。）	免除	
二十一 埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設自動車駐車場利用料金（指定駐車場以外の駐車場の利	免除	

用に限る。) 及び自転車駐車場利用料金		
---------------------	--	--

一部改正〔昭和五八年規則六六号・六〇年二四号・四六号・六二年四四号・六三年一七号・五五号・平成二年三三号・三年二五号・四年二六号・六二号・五年二八号・六八号・六年二三号・九一号・八年四一号・九年七五号・九一号・一〇年二四号・一二年六五号・一二九号・一四年八二号・一五年一〇号・八一号・一六年六〇号・一七年九四号・一八年六〇号・一九年三一号・二〇年七号・二三年二六号・二五年三〇号・二六年八七号・二八年一八号・三〇年二三号〕